

厚生常任委員会記録

令和8年9月24日（木）於 第2委員会室

開 会 午前10時00分

散 会 午前10時27分

○出席委員（7名）

1番 渡 辺 果 歩 委員	2番 角 田 し の 委員	5番 志 村 洋 子 委員
6番 三 浦 行 委員	11番 成 田 大 介 委員	13番 齋 藤 豪 委員
17番 木 村 隆 洋 委員		

○出席理事者（5名）

福 祉 部 長 秋 田 美 織	情報システム課長 齊 藤 弘 行
生活福祉課長 間 山 博 樹	健康こども部長 山 内 恒
こども家庭課長 村 田 善 彦	

○出席事務局職員（2名）

次 長 丸 岡 和 明	書 記 田 村 宣 樹
-------------	-------------

【午前10時00分 開会】

○委員長（成田大介委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての以上2件であります。

初めに、案件1、付託案件の審査を行います。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第80号	弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
--------	---

○委員長（成田大介委員） まず、議案第80号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋田美織） 議案第80号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

御説明の前に、本案につきまして、議案提出後に改正内容の修正がございましたこととおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

初めに、法律及び条例の名称が大変長くなっておりますので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を以下「番号法」と申し上げ、今回改正となる弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を「番号条例」と申し上げさせていただきます。

本議案は、外国人に対する生活保護の措置に関する事務において、個人番号を利用した情報連携を運用する際の法的根拠を、番号条例から番号法とすることが可能になったため、所要の改正をしようとするものであります。

資料1を御覧ください。

別表第1の9の項の、改正内容について御説明申し上げます。また、改正理由及び改正内容につきましては資料2にまとめてありますので、併せて御覧願います。

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務につきましては生活保護法に準じて行うこととされておりますが、この外国人に対する事務については番号法に定められた事務ではないことから、当市ではこれまで当該事務において個人情報を利用するため、独自利用事務として番号条例において規定していたところであります。

これについて、番号法の一部を改正する法律、番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令、及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令が施行されたことにより、当該事務において個人番号を利用した情報連携を運用するに当たっては、条例により独自利用事務として規定することなく、番号法を法的根拠とすることが可能となったものであります。

これに伴い、番号条例における当該事務に係る規定を削除することとして、改正しようとするものであります。

附則として、本条例の施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○6番（三浦 行委員） 今回、市の独自利用事務から国の準法定事務へと移行することによって、現在本市で生活保護の措置を受けている外国人住民の手続や受給に際しての要件、あるいは窓口での対応において、外国人受給者に何らかの不利益や変更点、混乱が生じることはないか、明確な答弁を求めます。

また、情報連携が国のシステムを介した形に変わること、対象者の特定個人情報の取扱い、プライバシー保護の安全性において、従来の本市独自での管理と比べてどのような変化があるのか、漏えい対策等の観点も含めてお答えください。

○生活福祉課長（間山博樹） お答えします。

外国人に対する生活保護の措置に関する事務につきましては、これまでは個人番号を利用した情報連携を運用する際の法的根拠を市の条例によって定めておりましたが、番号法の一部改正により番号法を法的根拠とすることが可能となったことから、今回条例を改正するものです。

外国人の情報連携に際しては、これまでも個人番号を利用しており、運用方法にも変更がな

いことから、条例改正による不利益や変更点、混乱は生じないものであります。

また、プライバシーの保護や安全性につきましては、これまでも本市独自に管理していたわけではなく、国のシステムで情報連携をしていたものですので、変化するものはないものと考えております。

○6番（三浦 行委員） 外国人受給者に不利益はないという御答弁でした。

システムや事務手続が、国の一元管理、準法定事務へ移行するからこそ、より慎重な運用が求められます。

今回削除される項目の中に、被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務が含まれています。国は生活保護受給者に対しても、マイナ保険証の濫用や医療データの連携を強く推進していますが、現場ではマイナ保険証の不具合による資格確認トラブルが後を絶ちません。

もしも外国人受給者が医療機関を受診する際、システムのエラー等で福祉医療の対象者であることや資格の確認が窓口でできなかった場合、窓口で10割負担を求められたり、受診を拒否されるといった事態が生じ、受診抑制につながる可能性があります。

市として、外国人受給者を含め、全ての生活保護受給者がいかなる場合にも安心して必要な医療にアクセスできるよう、マイナ保険証の不具合時における受診保障や医療機関への周知、バックアップ体制をどのように取っていくお考えか、市の見解をお伺いします。

○生活福祉課長（間山博樹） 生活保護制度における医療扶助につきましては、生活保護受給者が必要な医療を受けられるよう、医療券等による従来の仕組みに加えて、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が導入されております。

このオンライン資格確認は、生活保護受給者の利便性の向上や医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を目的として、国が制度として整備したものでございます。

一方で、機器の不具合や通信障害等、オンラインによる資格確認ができない場合があることも把握しております。福祉事務所ではこれまでも実施しておりますが、医療機関から直接問合せがあった場合には速やかに被保護者の資格情報を確認し、医療機関に対して的確な回答を行っております。

また、オンラインによる資格確認ができない場合には、従来の仕組みである福祉事務所が医療券を発行して対応することができますので、窓口で10割負担を求められることや受診拒否といった事態は、これまでも発生しておりませんが、今後も発生しないものと認識しております。

○6番（三浦 行委員） マイナンバー制度の拡大やオンライン化の波の中で、社会的弱者が医療や福祉の現場からはじき出されることがないように、市として独自の目配りと柔軟な対応を強く求めます。

生活保護法そのものは日本国民を対象としており、外国人への支給は1954年の厚生省局長通知に基づく行政措置（準用）という、不安定な枠組みのまま今日に至っています。

今回、マイナンバーの利用において準法定事務として国に合わせる形に進むのであれば、手続の利便性だけを追うのではなく、根底にある人権と生存権の保障こそが最優先されるべきです。

憲法第25条生存権の精神に照らし、本市の基本姿勢を伺います。長引く物価高騰の下、国籍を問わず、本市に暮らす困窮した住民を速やかに救済し、その暮らしを支えるという地方自治体福祉の取り入れとして、弘前市の揺るぎない姿勢と今後の外国人困窮者への相談・保護体制のさらなる充実への決意を最後にお伺いします。

○生活福祉課長（間山博樹） 生活保護の実施に関する事務は国の法定受託事務とされており、

生活保護法その他関係法令や国の定める基準等に基づき、全国的に適正かつ公平に実施することが求められております。

したがって、本市といたしましては、今回の条例の改正により外国人の方に対する生活保護について独自に制度を変更して対応することや、体制のさらなる充実といった考えではなく、引き続き国が定める法令、通知及び基準等に基づき、適正に事務を執行してまいります。

○13番（齋藤 豪委員） まず、簡単な質疑で、弘前市にこういう保護を受けられている方というのはおられるのでしょうか。

○生活福祉課長（間山博樹） 外国人の方ということでよろしいですか。

令和8年8月1日時点での当市における外国人の生活保護受給者数は19名となっております。

中国人が11名、韓国人が8名、合わせて19名となります。

○13番（齋藤 豪委員） その方は、就労されている方、もしくは学生とかですか。

○生活福祉課長（間山博樹） 高齢者の方がほとんどであります。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○6番（三浦 行委員） 議案第80号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に対し、反対の立場で討論を行います。

本条例案は、国の番号法改正等に伴い、従来は本市が独自利用事務として規定していた外国人の生活保護に関する事務等を国の定める準法定事務へと移行し、条例から削除しようとするものです。

反対する第1の理由は、マイナンバーの利用拡大と国による一元管理の強化に対する懸念です。

国が進めるマイナ保険証をはじめとする行政・医療DXは、現場での資格確認トラブルや微かな個人情報の漏えいリスク、プライバシー侵害の懸念を払拭できていません。本市独自の管理から国のシステムを介した連携へと移行することは、これら国の強硬なマイナンバー推進策に地方自治体を組み込むものと言わざるを得ません。

第2に、福祉の窓口における水際作戦や申請権の侵害を助長するおそれがあるからです。

国の中央システムとの情報連携が強化されることで、データによる機械的な判断が優先され、窓口でマイナンバーの提示や確認を理由とした事実上の排除や申請拒否が起こることが危惧されます。いかなる場合も生活困窮の事実に基づいて速やかに保護を開始するという生活保護の大原則が揺るがされかねません。

第3に、外国人の生活保護を法律上の権利ではなく不安定な行政措置にとどめたまま、管理だけを強化する国の不当な姿勢を容認するものだからです。

憲法第25条が保障する生存権は、国籍を問わず全ての人に等しく保障されるべきです。根本的な人権保障の確立を先送りにしたまま、マイナンバーによる管理締めつけの仕組みだけを押しつける国の路線に本市が無批判に追従すべきではありません。

国籍にかかわらず、本市に暮らす全ての住民の命と暮らし、そしてプライバシー権を守る地方自治体としての役割を果たすべきであることを強く主張し、私の反対討論といたします。

○1番（渡辺果歩委員） 本案に対して、賛成の立場で意見を申し上げます。

今回議案として提出されております本条例案については、外国人に対する生活保護の措置に関する事務において、国における番号法、準法定事務主務省令及び情報連携主務省令の改正により、個人番号を利用した情報連携を運用するに当たって、条例に基づく独自利用事務として規定せずとも番号法を法的根拠とすることが可能になったため、所要の改正をしようとするものであります。

本改正により不要となる重複する規定を削除し、今後は番号法を法的根拠として個人番号を利用した情報連携の運用を行うという理事者の説明は十分に理解できるものであります。

このことから、本案には賛成するものであります。

○委員長（成田大介委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成田大介委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第81号	弘前市子ども医療費給付条例及び弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
--------	---

○委員長（成田大介委員） 最後に、議案第81号弘前市子ども医療費給付条例及び弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（山内 恒） 議案第81号弘前市子ども医療費給付条例及び弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由ですが、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたします。

医療法等の一部を改正する法律が令和7年12月12日付で公布され、同法において医療機関等の請求により支払に関する事務を行う「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改組すること等を内容とする社会保険診療報酬支払基金法の一部改正が行われ、令和8年10月1日に施行されることから、弘前市子ども医療費給付条例第7条第2項及び弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例第5条第2項の規定中「青森県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めようとするものであります。

なお、改正条例施行日は、公布の日とするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○6番（三浦 行委員） 今回の名称変更や関係規定の整理によって、現在子供医療費やひとり親家庭等医療費の給付を受けている市民がこれまでどおり、窓口での給付の手続や給付内容に一切の不利益や変更点、新たな負担が生じることがないかお伺いします。

また、マイナンバーカードを保険証として利用していない、または保有していない、資格確認書等という場合であっても不利益はないか、明確な答弁を求めます。

また、市の福祉医療システム等において、システム改修費などの新たな財政負担が当市に発生するののかも併せてお伺いします。

○こども家庭課長（村田善彦） ただいまの質疑についてお答えいたします。

子供医療費やひとり親家庭等医療費の給付を受けている市民がこれまでどおり、窓口で給付の手続や給付内容に一切の不利益や変更点、新たな負担が生じることがないかということでしたが、こちらのほうに関しては、医療機関を受診する際にマイナンバーもしくは受給資格書、市のほうで発行している受給資格書を窓口のほうに提示していただくことになっておりまして、マイナンバーでなくても、今、委員がおっしゃったとおり、資格確認書や資格情報のお知らせを持参していただければ受診できるということになっておりますので、特に手続上は問題なく受診できるということであります。変更点はありません。

あと、福祉医療システムですけれども、弘前市では「COKAS-R for Gov-C l o u d」というシステムを使用していますが、こちらのほうの改修に関しても特に予定しておりませんので、費用負担が発生するということはございません。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（成田大介委員） 次に、案件2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてであります。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前10時25分 休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を厚生常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

【午前10時26分 開議】

○委員長（成田大介委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

配付しております調査事項「市民との協働推進行政等について」「ごみ回収等生活環境・環境行政について」「介護保険等福祉行政について」「子供・子育て支援行政について」「健康づくり推進等保健・医療行政について」「スポーツ行政について」を閉会中の継続審査事件として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時27分 散会】